第十七条の次に次の一条を加える。

（地域非行防止調整官）

第十七条の二　東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

2　地域非行防止調整官は、命を受けて、観護及び鑑別に関する事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

別表第一紫明女子学院の項を削る。

別表第二和泉学園の項の前に次のように加える。

北海少年院	紫明女子学院	千歳市

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第九号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十三条第三項の規定に基づき、矯正研修所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　法務大臣　谷垣　禎一

矯正研修所組織規則の一部を改正する省令

矯正研修所組織規則（平成十三年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「十六人」を「二十二人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　法務大臣　谷垣　禎一

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、横浜保護観察所、名古屋保護観察所」を「、名古屋保護観察所に、首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所」に改める。

第三条第十三号中「、名古屋保護観察所」を削り、「東京保護観察所」の下に「、名古屋保護観察所」を加える。

第八条第一項中「百二十二人」を「百二十三人」に改める。

第九条第一項中「名古屋保護観察所」の下に「、大阪保護観察所」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　法務大臣　谷垣　禎一

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「十二人」を「十六人」に改める。

第十五条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項中「第八審査担当」を「第十二審査担当」に改める。

第二十二条第一項中「二百二十八人」を「二百三十七人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第十二号

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　法務大臣　谷垣　禎一

警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令

警察拘禁費用償還規則（昭和三十五年法務省令第十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「千五百九十六円」を「千六百五十円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○法務省令第十三号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第三項（同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　法務大臣　谷垣　禎一

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「三千九百五十円」を「三千九百三十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に支給事由が生じた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百条第一項又は第二項（これらの規定を同法第八十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による死亡手当金又は障害手当金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　厚生労働大臣　田村　憲久

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄中「合算」の下に「して得た期間」を加える。

本則に次の一条を加える。

（平成二十六年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

第六条　東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県双葉郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。